



鳥取県公報

平成 20 年 5 月 2 日 (金)
号外第 6 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則 (59) (業務効率化室) 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

本年4月1日から後期高齢者医療制度が導入され、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）の規定により、各都道府県に後期高齢者医療審査会を置くこととされたことに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県後期高齢者医療審査会の担任する事務及び庶務を担当する機関をそれぞれ次のとおり定める。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県後期高齢者医療審査会	法の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他法の後期高齢者医療制度に係る規定による徴収金（県内の市町村及び鳥取県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療指導課

(2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第59号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。			（附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関） 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療指導課	鳥取県国民健康保険審査会	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療指導課
鳥取県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（県内の市町村及び鳥取県後期高齢者医療広域連合が徴収するもの				

に限る。) に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
略	略
略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。